ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正

○検討経過 (R 2~)

No.	日付		内容
1	令和3年2月19日	令和2年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	・タクシー車体利用広告の現状及び改正の必要性に関する意見交換 ・全国の規制状況の調査、東京屋外広告協会及び事業者のヒアリングの 実施を決定
2	令和3年6月28日	令和3年度 第1回東京都広告物審議会	・改選後の審議委員会委員に対して、規格等検討小委員会にて、規則改 正に向けた検討を行い、本審議会へ報告する旨を報告
3	令和3年9月29日	令和3年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	・全国の規制状況報告、東京屋外広告協会のデザイン審査の現状及びタクシー業界団体の代表者へのヒアリングを実施・表示箇所の緩和は行わず、表示面積はジャパンタクシーにも適合する面積への緩和を検討する方針を確認
4	令和4年2月18日	令和3年度東京都広告物審議会 第2回規格等検討小委員会	・表示面積をジャパンタクシーのドア部に最適化し、車体側面に表示する広告物としてドア部分のみ認める方向を確認・タクシー業界による自主審査基準の制定や体制の構築を次回委員会で確認
5	令和4年8月2日	令和4年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	・タクシー業界による自主審査の運用状況を確認し、改正案を取りまとめ

規格改正検討のポイント

検討項目	改正の考え方		
	• 車体の前面部及び後面部への広告表示は、安全面や識別性の影響が大きいため、認めるべきではない		
表示箇所 · 表示面積	・住居専用地域等の禁止区域へ自由に進入できることや、識別性に対する配慮が必要であり、 表示箇所を限定する考え方は変えるべきではない		
	・当時主流だったセダンタイプ(中型)の車両を基準に面積を定義しており、現在主流の ジャパンタクシーの車体に最適化するのであれば、面積上限の緩和は妥当		

○まとめ

- ・表示箇所は安全性や識別性への影響が大きいため、緩和しない
- ・表示面積は主たる車種であるジャパンタクシーに最適化した面積へ緩和する

ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正案

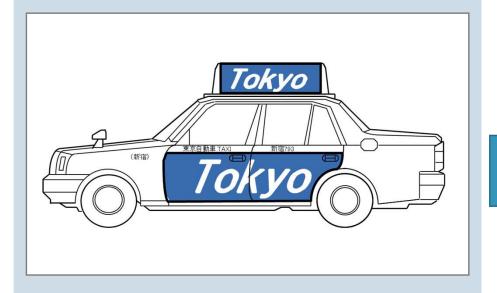
〔規格改正案の概要〕

- 1 表示位置は、従前のとおりドア部に限定
- 2 表示面積の上限は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、主たる車種であるジャパンタクシーを参考に算出

改正

3 表示面積の算出にあたっては、他法令にて表示すべき表示物の支障とならないように配慮

現行



<車体利用広告の規格(面積) >

- ①ドア部 片側1.1 m 以下
- ②トッパー部 片側0.45㎡以下

改正案



<車体利用広告の規格>

- ①ドア部 片側1.4㎡以下(27%増)
- ②トッパー部 片側0.45m以下(現行通り)